

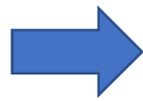
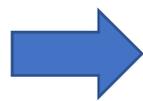
## 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更について (新門司北地区)

### ■概要

○北九州港新門司北地区（門司区新門司北二丁目）において、港湾計画改訂による土地利用計画の変更（緑地から港湾関連用地）に伴い、分区をマリーナ港区から商港区（6.1ha）に変更する。

### ■変更理由

- 新門司地区は、西日本最大のフェリーターミナルを擁しており、令和3年7月には横須賀港と結ぶフェリーが新規就航し、物流拠点化が進んでいる。
- 当地区は物流関連企業における立地需要の高い状況が続いているなかで、未竣功地を除いて新規で立地する土地がなく、新たな土地の確保が求められている。
- 本市においては、雇用の拡大等による地域経済の活性化を図るため、「産業用地の確保と企業の立地促進」を図っている。
- そのため港湾計画改訂による土地利用計画の変更（緑地から港湾関連用地）に合わせ、臨港地区の分区をマリーナ港区から商港区（6.1ha）に変更する。



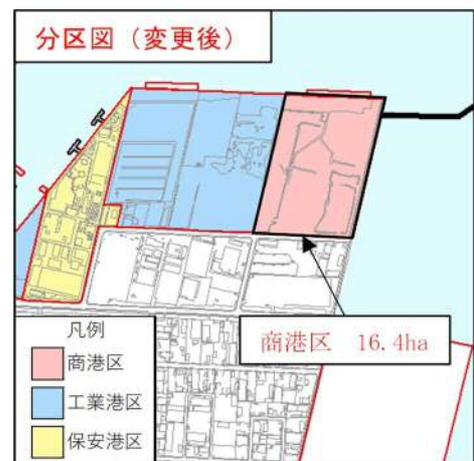
## 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更について (新門司南地区)

### ■概要

○北九州港新門司南地区(門司区新門司二丁目)において、港湾計画改訂による土地利用計画の変更(工業用地から埠頭用地、港湾関連用地および交通機能用地)に伴い、分区を工業港区から商港区(16.4ha)に変更する。

### ■変更理由

- 北九州港の東部に位置する新門司地区は、関東、関西方面から関門海峡を通過せずに寄港できることや背後の道路ネットワークの利便性等の点から多くのフェリーやRORO船が就航している。
- しかし当地区では、新規航路を就航可能な埠頭が不足しているため、新たなRORO埠頭を確保することが求められている。
- そのため港湾計画改訂による土地利用計画の変更(工業用地から埠頭用地、港湾関連用地及び交通機能用地)に合わせ、臨港地区の分区を工業港区から商港区(16.4ha)に変更する。



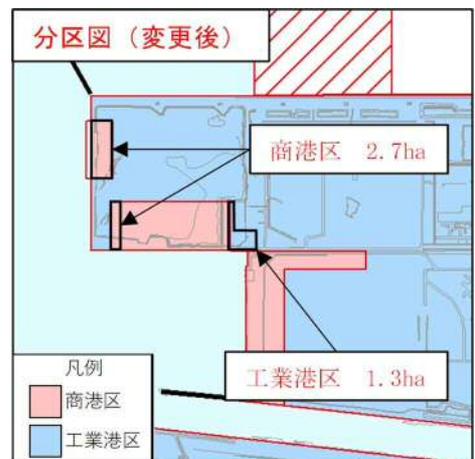
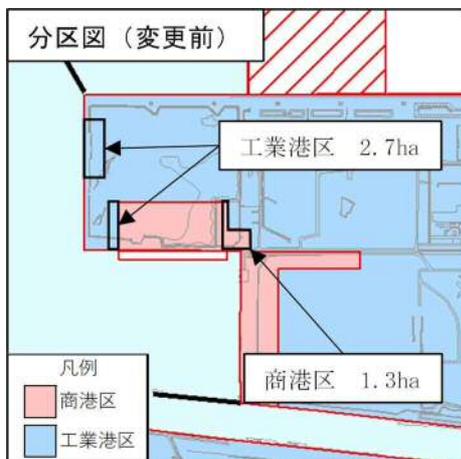
# 北九州広域都市計画臨港地区の分区の変更について (響灘東地区)

## ■概要

○北九州港響灘東地区（若松区響町二丁目）において、港湾計画改訂による土地利用計画の変更（工業用地から埠頭用地、埠頭用地から工業用地）に伴い、分区を工業港区から商港区（2.7ha）、商港区から工業港区（1.3ha）に変更する。

## ■変更理由

- 本市は響灘東地区において、風力発電の導入促進や、雇用創出等につながる産業の活性化を図るため、4つの拠点機能（①物流拠点、②製造産業拠点、③積出・建設拠点、④O&M拠点）からなる「風力発電関連産業の総合拠点の形成」を進めている。
- 重厚長大な風力発電の部材を扱うことが可能な基地港湾においては、岸壁延長や部材保管ヤードの範囲の変更に伴い、当初計画していた形から変更する必要がある。
- また、響灘東地区にある広大な産業用地には、風力発電関連企業等の誘致に向けて取り組んでおり、今後、これらの企業から発生する貨物に対応する新たな埠頭が求められている。
- そのため港湾計画改訂による土地利用計画の変更（工業用地から埠頭用地、埠頭用地から工業用地）に合わせ、臨港地区の分区を工業港区から商港区（2.7ha）、商港区から工業港区（1.3ha）に変更する。



### 【問合せ先】

北九州市港湾空港局計画課  
担当：御船（課長）、福重（係長）  
電話：093-321-5967